

平成24年3月定例会

# 河合町議会会議録

平成24年3月13日 開会

河合町議会

## 平成24年第1回（3月）河合町議会定例会会議録目次

### 第 3 号 （3月13日）

○議事日程.....	1
○本日の会議に付した事件.....	2
○出席議員.....	2
○欠席議員.....	2
○出席説明員.....	3
○欠席説明員.....	3
○議会事務局出席者.....	3
○開議の宣告.....	5
○委員長報告.....	5
○議案第1号、議案第17号、議案第18号の委員長報告、討論、採決.....	5
○議案第2号、議案第4号から議案第6号、議案第19号の委員長報告、討論、採決.....	7
○議案第3号、議案第20号の委員長報告、討論、採決.....	11
○議案第7号から議案第15号までの委員長報告、討論、採決.....	12
○報告第1号の質疑.....	19
○諮問第1号から諮問第3号の上程、説明.....	21
○諮問第1号の採決.....	22
○諮問第2号の採決.....	23
○諮問第3号の採決.....	23
○副町長の選任について.....	24
○同意第1号の採決.....	24
○議員発議第1号の上程、説明、討論、採決.....	25
○議員発議第2号の上程、説明、討論、採決.....	26
○議会運営委員会の閉会中の継続調査.....	28
○総務常任委員会の閉会中の継続調査.....	28
○閉会の宣告.....	28
○署名議員.....	30

平成 2 4 年 3 月 1 3 日 (火曜日)

( 第 3 号 )

## 平成24年第1回(3月)河合町議会定例会会議録

### 議事日程(第3号)

平成24年3月13日(火)午前10時00分開会

- 日程第 1 議案第 1号 平成23年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第 2 議案第17号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第18号 河合町税条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 2号 平成23年度河合町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 5 議案第 4号 平成23年度河合町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 6 議案第 5号 平成23年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算について
- 日程第 7 議案第 6号 平成23年度河合町水道事業会計補正予算について
- 日程第 8 議案第19号 河合町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 3号 平成23年度河合町下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第10 議案第20号 河合町営住宅設置条例及び河合町営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第11 議案第 7号 平成24年度河合町一般会計予算について(別冊)
- 日程第12 議案第 8号 平成24年度河合町国民健康保険特別会計予算について(別冊)
- 日程第13 議案第 9号 平成24年度河合町生活資金貸付事業特別会計予算について(別冊)
- 日程第14 議案第10号 平成24年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について(別冊)
- 日程第15 議案第11号 平成24年度河合町下水道事業特別会計予算について(別冊)
- 日程第16 議案第12号 平成24年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計予算について(別冊)
- 日程第17 議案第13号 平成24年度河合町介護保険特別会計予算について(別冊)

- 日程第 1 8 議案第 1 4 号 平成 2 4 年度河合町後期高齢者医療制度特別会計予算について  
(別冊)
- 日程第 1 9 議案第 1 5 号 平成 2 4 年度河合町水道事業会計予算について (別冊)
- 日程第 2 0 報告第 1 号 平成 2 4 年度河合町土地開発公社予算の報告について
- 日程第 2 1 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 2 2 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 2 3 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 2 4 同意第 1 号 副町長の選任について
- 日程第 2 5 議員発議第 1 号 河合町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 6 議員発議第 2 号 都市再生機構賃貸住宅 (旧公団住宅) を公共住宅として継続し、  
居住者の居住の安全を求める意見書
- 日程第 2 7 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 2 8 総務常任委員会の閉会中の継続調査について
- 

#### 本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 8 まで議事日程に同じ

---

#### 出席議員 ( 1 3 名 )

1 番	馬 場 千 恵 子	2 番	杵 本 光 清
3 番	吉 村 幸 訓	4 番	岡 田 康 則
5 番	森 尾 和 正	6 番	池 原 真 智 子
7 番	西 村 潔	8 番	疋 田 俊 文
9 番	谷 本 昌 弘	1 0 番	中 尾 伊 佐 男
1 1 番	岡 井 誠 也	1 2 番	辻 井 賢 治
1 3 番	弓 戸 猛		

#### 欠席議員 ( なし )

---

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	岡 井 康 徳	副 町 長	荒 木 光 義
教 育 長	藤 岡 和 成	総 務 部 長	迎 田 臨 成
福 祉 部 長	福 井 裕 幸	住 民 生 活 部 長	竹 林 信 也
ま ち づ く り 推 進 部 長	東 正 次	総 務 部 次 長	竹 田 裕 昭
福 祉 部 次 長	中 尾 博 幸	ま ち づ く り 推 進 部 次 長	梅 本 英 則
教 育 部 次 長	井 筒 匠	政 策 調 整 課 長	澤 井 昭 仁
財 政 課 長	福 井 敏 夫	税 務 課 長	岡 田 昌 浩
安 心 安 全 推 進 課 長	森 嶋 雅 也	住 民 福 祉 課 長	大 西 孝 幸
福 祉 政 策 課 長	杉 本 正 範	社 会 福 祉 協 議 会 課 長	門 口 光 男
保 健 ス ポ ー ツ 課 長	大 平 謙 治	住 民 生 活 課 長	津 田 浩 二
環 境 衛 生 課 長	木 村 光 弘	ま ち づ く り 推 進 課 長	堀 内 伸 浩
地 域 活 性 課 長	山 本 孝 典	上 下 水 道 課 長	石 田 英 毅
教 育 総 務 課 長	御 輿 善 弘	生 涯 学 習 課 長	上 村 欣 也

欠席者（なし）

---

会議に従事した事務局職員

局 長	増 田 善 紀	主 事	堀 内 一 憲
-----	---------	-----	---------



開議 午前10時01分

◎開議の宣告

○議長（中尾伊佐男） ただいまの出席議員は13名で定足数に達しておりますので、平成24年第1回定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

---

◎委員長報告

○議長（中尾伊佐男） 本日、議会運営委員会を開会していただいておりますので、西村潔議会運営委員長より報告願います。

○7番（西村 潔） 議長。

○議長（中尾伊佐男） 西村委員長。

○7番（西村 潔） 本日、議会運営委員会を開会いたしましたので、その結果を報告します。

本日の議事日程につきましては、追加議案がありましたので、同意第1号の1同意と諮問第1号から第3号の3諮問、議員発第1号、第2号の2発議、議会運営委員会、総務常任委員会における所管事項の閉会中の継続調査を一括上程し、先に上程しました議案審議終了後、逐条審議いたします。

以上、報告終わります。

○議長（中尾伊佐男） ただいまの委員長報告どおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（中尾伊佐男） ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決定しました。

---

◎議案第1号、議案第17号、議案第18号の委員長報告、討論、採決

○議長（中尾伊佐男） 日程第1 議案第1号、日程第2 議案第17号、日程第3 議案第18



号を総務常任委員会に付託しておりますので、谷本昌弘総務常任委員長より報告を求めます。

○9番（谷本昌弘） 議長。

○議長（中尾伊佐男） 谷本昌弘委員長。

○9番（谷本昌弘） 総務常任委員会の結果を報告いたします。

去る5日の本会議で、当委員会に付託されました議案第1号、第17号、第18号について、3月6日に委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

まず、議案第1号 平成23年度河合町一般会計補正予算については理事者より説明を受け、歳入歳出一括で審議を行いました。

現在、公立保育所に看護師は常駐しているのか、またその場合の契約形態について質疑があり、西穴闇保育所には常駐しているが広瀬台保育所は欠員が出ており、4月から常駐予定で月給制で6ヶ月契約という答弁がなされました。

次に、第2小学校の耐震工事について工事期間及び補正理由について質疑があり、夏休みを利用し年度内に終了予定で、当初は平成24年度で予算計上の予定をしていたが、国の第3次補正の前倒しにより今回補正に至ったという答弁がなされました。他にも、財産管理費、塵芥処理費、公共下水道費について質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

次に、議案第17号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正については理事者より説明を受け、審議を行いました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

次に、議案第18号 河合町税条例の一部改正については理事者より説明を受け、審議を行いました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（中尾伊佐男） 議案第1号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（中尾伊佐男） ご異議なしと認めます。

これより議案第1号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第1号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(中尾伊佐男) 多数であります。

よって、議案第1号 平成23年度河合町一般会計補正予算については、委員長報告どおり可決されました。

議案第17号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(中尾伊佐男) ご異議なしと認めます。

これより議案第17号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第17号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(中尾伊佐男) 全員であります。

よって、議案第17号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正については、委員長報告どおり可決されました。

議案第18号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(中尾伊佐男) ご異議なしと認めます。

これより議案第18号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第18号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(中尾伊佐男) 多数であります。

よって、議案第18号 河合町税条例の一部改正については、委員長報告どおり可決されました。

---

◎議案第2号、議案第4号から議案第6号、議案第19号の委員長報告、

討論、採決

○議長(中尾伊佐男) 日程第4 議案第2号、日程第5 議案第4号、日程第6 議案第5

号、日程第7 議案第6号、日程第8 議案第19号を厚生常任委員会に付託しておりますので、池原真智子厚生常任委員長より報告を求めます

○6番（池原真智子） 議長。

○議長（中尾伊佐男） 池原真智子委員長。

○6番（池原真智子） 厚生常任委員会の結果を報告いたします。

去る、3月5日の本会議において、当委員会に付託されました議案第2号、第4号、第5号、第6号、第19号について、3月6日に委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

議案第2号 平成23年度河合町国民健康保険特別会計補正予算については理事者より説明を受け、歳入歳出一括で審議を行いました。

特定健診等事業費の減額理由及び当初予算額について質疑があり、当初は対象者を3,870名と概算したが実際は706名であり、町独自の事業として、貧血・心電図健診も実施しており、今後も受診率向上のためにPR努力をしていくという答弁がなされました。

他にも、共同事業拠出金、普通調整交付金について質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

慎重審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

次に、議案第4号 平成23年度河合町介護保険特別会計補正予算については理事者より説明を受け、審議を行いました。

介護基盤緊急整備特別対策事業費について9月に補正したのになぜ繰越すのかという質疑があり、事業所の工事遅延のため今年度中には間に合わないので繰越すという答弁がありました。

他にも、介護予防事業費、保険給付費について質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

慎重審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

次に、議案第5号 平成23年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算については理事者より説明を受け、歳入歳出一括で審議を行いました。

システム保守料の減額について質疑があり、平成23年5月にシステムが変更になり保守料が不要になったための減額という答弁がなされました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

次に、議案第6号 平成23年度河合町水道事業会計補正予算については理事者より説明を受け、収入支出一括で審議を行いました。

不納欠損処理に至るまで努力はしたのかという質疑があり、通常の集金以外に年2回、特別徴収を実施しており、高額未納者には督促・催告・給水停止等も行っている、また直接面会し払えない諸事情を確認しながら徴収努力をしているという答弁がありました。

慎重審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

次に、議案第19号 河合町介護保険条例の一部改正については理事者より説明を受け、審議を行いました。

基準所得額第5段階から第6段階の人数差について質疑があり、試算で約100名という答弁がありました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（中尾伊佐男） 議案第2号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（中尾伊佐男） ご異議なしと認めます。

これより議案第2号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第2号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（中尾伊佐男） 多数であります。

よって、議案第2号 平成23年度河合町国民健康保険特別会計補正予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第4号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（中尾伊佐男） ご異議なしと認めます。

これより議案第4号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第4号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（中尾伊佐男） 多数であります。

よって、議案第4号 平成23年度河合町介護保険特別会計補正予算については、委員長報

告のとおり可決されました。

議案第5号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(中尾伊佐男) ご異議なしと認めます。

これより議案第5号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第5号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(中尾伊佐男) 全員であります。

よって、議案第5号 平成23年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第6号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(中尾伊佐男) ご異議なしと認めます。

これより議案第6号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第6号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(中尾伊佐男) 多数であります。

よって、議案第6号 平成23年度河合町水道事業会計補正予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第19号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(中尾伊佐男) ご異議なしと認めます。

これより議案第19号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第19号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(中尾伊佐男) 全員であります。

よって、議案第19号 河合町介護保険条例の一部改正については、委員長報告どおり可決されました。

---

◎議案第3号、議案第20号の委員長報告、討論、採決

○議長（中尾伊佐男） 日程第9 議案第3号、日程第10 議案第20号を経済建設常任委員会に付託しておりますので、弓戸猛経済建設常任委員長より報告を求めます。

○13番（弓戸 猛） 議長。

○議長（中尾伊佐男） 弓戸猛委員長。

○13番（弓戸 猛） 経済建設常任委員会の結果報告を行います。

去る3月5日の本会議において、当委員会に付託されました議案第3号、第20号について、3月6日に委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

議案第3号 平成23年度河合町下水道事業特別会計補正予算については理事者より説明を受け、歳入歳出一括で審議を行いました。

地震対策緊急整備事業費の事業内容及び減額理由について質疑があり、これはマンホールトイレシステム工事事業で、国庫補助金カットによる工事の縮小のため減額という答弁がなされました。

その他にも、公共下水道事業、町債について質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

次に、議案第20号 河合町営住宅設置条例及び河合町営住宅管理条例の一部改正については理事者より説明を受け、審議を行いました。

今回改正の第5条該当者である障害者の方は優先的に入居しているのかという質疑があり、現在、そういう方はいないが、これは優先的ということではなく単身で入居できるということの答弁がなされました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（中尾伊佐男） 議案第3号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（中尾伊佐男） ご異議なしと認めます。

これより議案第3号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第3号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（中尾伊佐男） 多数であります。

よって、議案第3号 平成23年度河合町下水道事業特別会計補正予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第20号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（中尾伊佐男） ご異議なしと認めます。

これより議案第20号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第20号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（中尾伊佐男） 多数であります。

よって、議案第20号 河合町営住宅設置条例及び河合町営住宅管理条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第7号から議案第15号までの委員長報告、討論、採決

○議長（中尾伊佐男） 日程第11 議案第7号、日程第12 議案第8号、日程第13 議案第9号、日程第14 議案第10号、日程第15 議案第11号、日程第16 議案第12号、日程第17 議案第13号、日程第18 議案第14号、日程第19 議案第15号を予算審査特別委員会に付託しておりますので、疋田俊文予算審査特別委員長より報告を求めます。

○8番（疋田俊文） 議長。

○議長（中尾伊佐男） 疋田委員長。

○8番（疋田俊文） 予算審査特別委員会委員長報告いたします。

去る3月5日の本会議において当委員会に付託されました議案第7号から議案第15号まで

の9議案について、3月7日、8日、委員会を開会いたしましたので、その結果並びに主な内容を報告いたします。

議案第7号 平成24年度河合町一般会計予算については、歳出から項別に審議を行い、歳入については一括で審議を行いました。

まず、総務費で今後の電子自治体構築及び地域情報の推進化について質疑があり、現在、河合町を含む共同化構成自治体7団体で進めており、庁舎内のイントラネット関係とIT電子自治体の構築を目指していくという答弁がなされました。

他にも、臨時事務員雇上料、法律・消費者相談事業、財産管理費、河合のまちの夢ビジョン、自治会ニュースコンクール、観光ボランティアガイド、交通安全対策、防犯対策、出張所業務、住民基本台帳事務等について質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

次に民生費では、緊急通報装置レンタルの見守りの内容・利用者数及び今後の傾向について質疑があり、まず連絡員を2名登録し、緊急時にボタンを押すとその2名に通報され、2名が不在の場合は西和消防に通報がいき対応を取られるというもので、利用者70名で、毎年10台ずつ増加傾向にあるという答弁がなされました。

他にも、保健福祉ワンストップサービス推進事業、心の交流センター運營業務、軽度生活援助事業、三室園組合分担金、シルバー人材センター経費、障害福祉費、巡回ワゴン運行事業、学童保育等について質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

次に衛生費では、軽度発達障害者相談事業の申し込み方法について質疑があり、保険センターで申し込みをし、専門員と保護者が相談をし、発達障害と診断されたら医療機関で受診していただくという答弁がなされました。他にも王寺周辺広域休日応急診療施設組合分担金、保健事業、指定ごみ袋について質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

次に農林商工費では、河合町の農業振興費の拡大等、農業施策の現状と将来についての質疑があり、高齢化による遊休農地・耕作放棄地が増加しているのが現状で、それを解消するためにも、夢ビジョンにあるように「農業大学」という形で、今後の農業の発展を目標にしていくという答弁がなされました。その他にも商工振興費について質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

次に土木費では、既存木造住宅耐震診断事業を今後も継続していくのかという質疑があり、この事業は平成19年から実施していますが、今後も引き続き継続していくという答弁がなされました。その他にも道路橋梁維持費、都市計画事業、公営住宅の管理等について質疑があり、それぞれ答弁がなされました。



次に消防費では、災害対策備品の内容についての質疑があり、5年間保存タイプの備蓄用水とカンパンの購入を検討しているという答弁がなされました。

次に教育費では、小学校費の臨時講師雇用について質疑があり、特別支援を要する子どもについては県から講師が派遣され、昨今の状況により支援の必要な子どもが増加したため各校に1名配置しているという答弁がなされました。

その他にも就学指導員、スクールカウンセラー事業、第2中学校校舎棟耐震診断、成人式の企画内容、放課後子ども教室推進事業、文化財保護の買収計画・発掘調査内容、町立図書館運営、総合型地域スポーツクラブ創設事業等について質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

次に歳入では、町税の滞納繰越分の今後の徴収方針についての質疑があり、徴収強化として職員で取り組んでおり、差し押さえ等滞納処分を行い、年々減少しているという答弁がなされました。

その他にも、配当割交付金、地方消費税交付金、交通安全対策特別交付金、文化会館使用料等について質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

以上、慎重審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

次に、議案第8号 平成24年度河合町国民健康保険特別会計予算については、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

質疑では、一般被保険者国民健康保険税の減額理由についての質疑があり、被保険者の所得低下が原因であると答弁がなされました。

他にも保険給付費、退職被保険者等療養給付費、第3者行為損害賠償金等について質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

次に、議案第9号 平成24年度河合町生活資金貸付事業特別会計予算については、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

現在の貸付残額と件数について質疑があり、476万7,500円で36件という答弁がなされました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

次に、議案第10号 平成24年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

住宅新築資金等貸付事業借換債の内容について質疑があり、公的資金保証金免除繰上償還

制度で、住宅新築資金等貸付事業債のレートの高い分を償還し借り換える制度という答弁がなされました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

次に、議案第11号 平成24年度河合町下水道事業特別会計予算については、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

下水道地震対策緊急整備事業費の事業計画及び内容について質疑があり、夏休みに第2中学校にマンホールトイレ設置を計画しており、また管渠更生等の工事もタイミングを図りながら実施していくという答弁がなされました。その他にも、下水道管の耐用年数等について質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

次に、議案第12号 平成24年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計予算については、歳入・歳出それぞれ一括で審議を行いました。

貸付け件数の見込みについて質疑があり、1件当たり36万円を上限としており、10件見込んでいるという答弁がなされました。他にも今後の見通し、未整備数について質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

次に、議案第13号 平成24年度河合町介護保険特別会計予算については、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

第4期と第5期の介護保険料について質疑があり、第4期・第5期ともに4,175円という答弁がなされました。

他にも認定調査、介護予防サービス、特定入所者介護サービス、地域支援事業等について質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

次に、議案第14号 平成24年度河合町後期高齢者医療制度特別会計予算については、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

保険料の徴収方法で普通徴収について質疑があり、本来は年金から天引きされるが、介護保険料がまず前提で年金額の2分の1を超えるか超えないかで普通徴収か特別徴収に分かれるという答弁がなされました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

次に、議案第15号 平成24年度河合町水道事業会計予算については、収入支出それぞれ一

括で審議を行いました。

一時借入金限度額の算定基準について質疑があり、特段、算定基準は設けていないという答弁がなされました。

他に、原価償却費、資本剰余金、当年度未処理欠損金について質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、議案第7号から議案第15号までの9議案についての審議結果及び主な内容についての報告を終わります。

○議長（中尾伊佐男） 議案第7号について討論を省略して採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（中尾伊佐男） ご異議なしと認めます。

議案第7号について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第7号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（中尾伊佐男） 多数であります。

よって、議案第7号 平成24年度河合町一般会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第8号について討論を省略して採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（中尾伊佐男） ご異議なしと認めます。

議案第8号について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第8号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（中尾伊佐男） 多数であります。

よって、議案第8号 平成24年度河合町国民健康保険特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第9号について討論を省略して採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(中尾伊佐男) ご異議なしと認めます。

議案第9号について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第9号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(中尾伊佐男) 多数であります。

よって、議案第9号 平成24年度河合町生活資金貸付事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第10号について討論を省略して採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(中尾伊佐男) ご異議なしと認めます。

議案第10号について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第10号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(中尾伊佐男) 多数であります。

よって、議案第10号 平成24年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第11号について討論を省略して採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(中尾伊佐男) ご異議なしと認めます。

議案第11号について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第11号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(中尾伊佐男) 多数であります。

よって、議案第11号 平成24年度河合町下水道事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第12号について討論を省略して採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(中尾伊佐男) ご異議なしと認めます。

議案第12号について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第12号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(中尾伊佐男) 多数であります。

よって、議案第12号 平成24年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第13号について討論を省略して採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(中尾伊佐男) ご異議なしと認めます。

議案第13号について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第13号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(中尾伊佐男) 多数であります。

よって、議案第13号 平成24年度河合町介護保険特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第14号について討論を省略して採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(中尾伊佐男) ご異議なしと認めます。

議案第14号について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第14号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(中尾伊佐男) 多数であります。

よって、議案第14号 平成24年度河合町後期高齢者医療制度特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

認定第15号について討論を省略して採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(中尾伊佐男) ご異議なしと認めます。

議案第15号について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第15号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(中尾伊佐男) 多数であります。

よって、議案第15号 平成24年度河合町水道事業会計予算については、委員長報告のとおり認定されました。

---

#### ◎報告第1号の質疑

○議長(中尾伊佐男) 日程第20 報告第1号 平成24年度河合町土地開発公社予算の報告についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○7番(西村 潔) 議長。

○議長(中尾伊佐男) 西村議員。

○7番(西村 潔) 土地開発公社については、先に町長のほうから24年度の施政方針の中で、最後の16ページ、公社の抜本的解決をということで、すなわち現実的に解散を目指して取り組んでいきますという指針が出ております。

そこで基本的なことを質問いたしますが、この24年度の土地開発公社予算の中で、まずどのような予算編成がなされたのかということが一つ、回答をお願いしたいと思います。

個別の話を質問いたしますけども、毎年毎年、土地処分をしていく中で、今回1ページの所に2,089.07㎡、ここを売却するという予定ですけど、これについての経緯と今後の見通しについて説明をお願いします。場所等ですね、売れるかどうかとか細かな条件についてお願いいたします。

今回、1ページの所に予備費を計上されております50万円。従来、これは前年度はなかったんじゃないかと思いますが、この予備費の経常理由、根拠ですね。それから、2ページ

の所に借入金の限度額28億7,590万円を計上しておりますけど、この借入方法についてここに記載してある証書借入及び手形借入ということになってますけど、これの具体的な手順、手続き等についての、この公社としてどのように金融機関とやっているかについて、毎年毎年やっておられるのか、年度を改めてやっておられるのかどうかについての説明を、事務的な話になりますけど教えていただきたいと思います。

借入金の明細書、6ページに出ておまして、本体、河合町とのやりくりをここにさせておまして、毎年、葛城清掃事務組合からお借りしてるのが、今回返済ということで、河合町に返済していくということですけど、こういう資金繰りについての経緯を、前年度からの関係があると思いますけど、当年度予算の中でこういうふうに使われてますけど、この理由ですね、資金繰りについて説明をお願いしたいと思います。

今年度の、これ報告ですから報告したということになりますので、細かく質問をさせてもらってはおります。土地の精算に向けてということですから、当然、今年度の予算からどういう形にしていくかについては、ドラフトがあると思うんですけど、売却についてはこの1件か2件かわかりませんが出ておりますので、毎年毎年、売却を予算計上している理由があると思うんですけど、今年度の精算に向けて総合的にやろうという動きがあると思いますけど、こういう金額的に6千なんぼになりますけど、これについての説明を。例えば、土地を一般勘定の中に取り入れていくのかとか、一般勘定で引き受けるのか、あるいは公社自体が売却するのかなどということについて説明を、細かな話にありますけどお願いしたいと思います。以上です。

○総務部次長（竹田裕昭） 議長。

○議長（中尾伊佐男） 総務部次長。

○総務部次長（竹田裕昭） まず1点目、解散に向けての予算編成ですけども、昨日もお答えいたしておりますけども、この3月末で解散決定していきたいということで、24年度予算につきましては、現在の通常予算で計上しております。

次に2番目、土地の件ですけども、今回用地処分の面積2,089.07㎡上げております。中身につきましては、穴闇204番地の1、穴闇244番地の1、穴闇226番地の5、穴闇226番地の6、川合1007番地、これの買い戻しを行う予定でございます。この買い戻しにつきましては、平成14年度、債務負担行為に基づき、買い戻すということで、今回予算に入れております。

予備費につきましてですけども、多分毎年計上してると思っておるんですけども、昨年も予備費は経常しております。当然、予算は経常しておりますけど、不測の事態に備えて予備

費を計上しております。

次に限度額及び借入の方法ですけれども、一応、証書借入というかたちで、手続きにつきましては、銀行と交渉により借入を行っております。

次に借入金、6ページにつきましてはの説明ということですが、この表のとおりですね、南都銀行、りそな銀行、葛城清掃事務組合、河合町というふうになっておりますけれども、南都銀行、りそな銀行につきましては、年度末に借入して返すというかたちで資金繰りを行っております。今回、葛城清掃事務組合につきましては3月補正で1億2,500万円、町のほうから公社のほうへ借入まして、それでその分を3月末で一旦葛城清掃事務組合に返すと、それでこの24年度当初4月の頭に再度葛城清掃事務組合から借りて行っていくというかたちでございます。

売却についての予算計上の理由等ですが、公社の健全化の計画で一応、毎年1,000万程度買戻していくというかたちで現在までできてます。先ほど、言いましたように今回につきましては、平成14年度の債務負担行為、これに基づいて買戻しを町のほうが行うということになっております。

以上です。

○議長（中尾伊佐男） 他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（中尾伊佐男） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で、報告第1号 平成24年度河合町土地開発公社予算の報告については、報告済みといたします。

10分間、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時03分

○議長（中尾伊佐男） 再開します。

---

#### ◎諮問第1号から諮問第3号の上程、説明

○議長（中尾伊佐男） それでは、理事者の方より追加議案、諮問第1号から諮問第3号まで



の3案件について、提案理由の説明を登壇の上、願います。

○副町長（荒木光義） 議長。

○議長（中尾伊佐男） 副町長。

（副町長 荒木光義 登壇）

○副町長（荒木光義） それでは、本定例会に追加議案として上程いたされました、諮問第1号から諮問第3号までの3諮問につきまして順次ご説明をいたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

このことにつきましては、このたび、田村幹夫氏が任期満了となりますので、同氏を引き続き選任したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

住所、河合町泉台3丁目13番24号。氏名、田村幹夫。生年月日、昭和18年8月5日。

経歴書を添付いたしておりますので、ご参照していただきたいと思っております。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

このことにつきましては、このたび、松井美恵子氏が任期満了となりますので、同氏を引き続き選任したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

住所、河合町大字長楽474番地。氏名、松井美恵子。生年月日、昭和34年5月7日。

経歴書を添付いたしておりますので、ご参照していただきたいと思っております。

諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

このことにつきましては、このたび、山本昌二氏の任期満了に伴い、新たに樽野和重氏を選任したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

住所、河合町池部3丁目10番9号。氏名、樽野和重。生年月日、昭和19年6月27日。

経歴書を添付いたしておりますので、ご参照していただきたいと思っております。

以上、上程いたされました3案件につきまして、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

---

### ◎諮問第1号の採決

○議長（中尾伊佐男） 日程第21、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること  
についてを議題とします。

本案については原案のとおり田村幹夫氏を適任者とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（中尾伊佐男） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のと  
おり田村幹夫氏を適任者と認めることに決定しました。

---

#### ◎諮問第2号の採決

○議長（中尾伊佐男） 日程第22 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること  
についてを議題とします。

本案については、原案のとおり松井美恵子氏を適任者とすることにご異議ございません  
か。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（中尾伊佐男） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のと  
おり松井美恵子氏を適任者と認めることに決定しました。

---

#### ◎諮問第3号の採決

○議長（中尾伊佐男） 日程第23 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること  
についてを議題とします。

本案については、原案のとおり樽野和重氏を適任者とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（中尾伊佐男） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のと  
おり樽野和重氏を適任者と認めることに決定しました。

---

◎副町長の選任について

○議長（中尾伊佐男） 続きまして、理事者のほうより追加議案同意第1号について提案理由の説明を登壇の上、願います。

○町長（岡井康徳） 議長。

○議長（中尾伊佐男） 町長。

（町長 岡井康徳 登壇）

○町長（岡井康徳） それでは、追加議案として付議いたしました同意第1号につきましてご説明を申し上げます。

同意第1号 副町長の選任についてでございます。

副町長の任期満了に伴いまして、引き続き下記の者を選任したいので、地方自治法第162条の規定によりまして議会の同意を求めるものでございます。

住所、河合町大字川合694番地6。氏名、荒木光義。生年月日、昭和22年10月11日。

なお、参考に経歴書を添付いたしておりますので、参照していただきたいと存じます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

---

◎同意第1号の採決

○議長（中尾伊佐男） 日程第24、同意第1号 副町長の選任についてを議題とします。

荒木光義氏の一身上の問題でありますので、退場願います。

（副町長 荒木光義 退場）

○議長（中尾伊佐男） これより、同意第1号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（中尾伊佐男） 全員であります。

よって、同意第1号 副町長の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

荒木光義氏、入場願います。

(副町長 荒木光義 入場)

○議長(中尾伊佐男) ただいま荒木光義氏の副町長の選任については同意されましたので、ごあいさつを登壇の上、願います。

○副町長(荒木光義) 議長。

○議長(中尾伊佐男) 副町長。

(副町長 荒木光義 登壇)

○副町長(荒木光義) 一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

ただいま、私の副町長の選任同意につきまして、議員皆様方のご賛同を賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます。

これからも河合町政の発展のために、一生懸命努力をいたす所存でございますので、どうか議員皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますけれども、御礼のごあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

---

#### ◎議案発議第1号の上程、説明、討論、採決

○議長(中尾伊佐男) 日程第25 議員発議第1号 河合町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

お手元に配布のとおり、所定の賛成者があります。

提出者の森尾和正議員の説明を求めます。

○5番(森尾和正) 議長。

○議長(中尾伊佐男) 森尾議員。

○5番(森尾和正) 提案理由を述べさせていただきます。

町では、平成22年度に上水道部門と下水道部門を統合しており、常任委員会においてもそれらの所管を同一の委員会としたほうが、より円滑な審議が見込めることから、上水道を所管する委員会を厚生常任委員会から経済建設常任委員会に変更するために、本条例を改正するものである。

○議長(中尾伊佐男) 討論を省略して、採決を行います。

議員発議第2号に賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(中尾伊佐男) 全員であります。

よって、議員発議第1号 河合町議会委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案発議第2号の上程、説明、討論、採決

○議長(中尾伊佐男) 日程第26 議員発議第2号 都市再生機構賃貸住宅(旧公団住宅)を公共住宅として継続し、居住者の居住の安定を求める意見書を議題とします。

お手元に配布のとおり、所定の賛成者があります。

提出者の岡田康則議員の説明を求めます。

○4番(岡田康則) 議長。

○議長(中尾伊佐男) 岡田議員。

○4番(岡田康則) それでは、都市再生機構賃貸住宅(旧公団住宅)を公共住宅として継続し、居住者の居住の安定を求める意見書です。

政府は2012年1月20日の閣議で、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」を決定しました。私たちの住む団地の大家であり約76万戸の賃貸住宅を経営・管理する都市再生機構について、「業務の見直し、分割・再編、スリム化」を内閣府に設置する有識者による検討の場で検討し、本年中に方向性について結論を得ること、都市再生機構(UR)賃貸住宅(旧公団住宅)は「居住者の居住の安定の維持等の必要性を充分踏まえ……会社化の可能な部分について全額政府出資の特殊会社化」を検討し平成24年夏までに結論を得るとしています。

1月20日、この閣議決定の直前に行政刷新会議で決定された「独立行政法人の制度・組織の見直しについて」では、都市再生機構を特殊会社化することと、「特殊会社化にあたっては、本法人の住宅の居住者の居住の安定を維持する必要があるため、これを踏まえた移行プロセスを検討する必要がある」としています。あくまで特殊会社化を前提にしており、「以降プロセス」に言及しているのは特殊会社化が賃貸住宅居住者に多大の影響を及ぼすことを自認したものと言わざるを得ません。閣議決定では行政刷新会議決定が変わっている部分も

ありますが、政府が都市機構賃貸住宅の特殊会社化を図ろうとしているのは明白です。

都市機構賃貸住宅は、その経営・管理主体は、もともと日本住宅公団として出発し、統廃合を三度繰り返して、2004年から独立行政法人都市再生機構となっていますが、半世紀以上にわたって蓄積されてきたかけがえのない公共住宅です。

団地には居住者の自治会活動が結実してコミュニティが形成されています。防災・防犯活動も活発に取り組み、地域の防災・防犯拠点の役割を果たしています。高齢者世帯の定住の場であるとともに、次世代を担う子育て世帯にとって安心・安定の居住の場であります。居住者の実態は、全国公団自治会協議会が2011年9月に実施した第9回団地の生活と住まいアンケート調査では、60歳以上の世帯主が約70%を占め、年金生活者が急増し、世帯年収375万円以下が70%、その中で251万円以下は49%に達しています。78%の世帯が「公団（UR）賃貸住宅に長く住み続けたい」と願っています。「居住者の居住の安定」を確保すること、「安心して住み続けられる公共住宅」を持続させることが政府の責務であります。政府に居住者の意見を反映して頂き、次の事項を実現されるよう要望します。

#### 記

- 1 都市機構賃貸住宅は、公共住宅として本町の住宅政策はじめ、まちづくり防災・防犯計画等に積極的な役割を担っており、特殊会社化するべきではない。今後とも、政府が直接関与する公共住宅として継続すべきであること。
- 2 都市機構賃貸住宅では居住者の高齢化と低収入化が急速に進んでいる一方、子育て世帯にとっても必要な公共住宅であり、政府は、都市機構賃貸住宅が「住宅セーフティネット」として位置付けられていること、及びこれまでの国会付帯決議等を十分踏まえて、居住者の居住の安定を推進すべきであること。
- 3 政府は、公共住宅の役割を明確にするとともに、民間・公共住宅の別なく最低限度の居住保障に関する住宅政策を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年3月13日。奈良県北葛城郡河合町議会。

○議長（中尾伊佐男） 討論を省略して、採決を行います。

議員発議第2号に賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（中尾伊佐男） 全員であります。

よって、議員発議第2号 都市再生機構賃貸住宅（旧公団住宅）を公共住宅として継続し、

居住者の居住の安定を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（中尾伊佐男） 日程第27 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第73条の規定により、「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について」閉会中もこれを継続して行いたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（中尾伊佐男） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることに決定しました。

---

#### ◎総務常任委員会の閉会中の継続調査

○議長（中尾伊佐男） 日程第28 総務常任委員会における所管事項の閉会中の継続調査の件を議題とします。

総務常任委員長から会議規則第73条の規定により、「所管事務に関する事項について」閉会中もこれを継続して行いたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（中尾伊佐男） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることに決しました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（中尾伊佐男） お諮りします。

以上で、今期定例会に付議されました案件はすべて議了しました。

これをもって、会議規則第6条の規定により、閉会したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（中尾伊佐男） ご異議なしと認めます。

よって、平成24年第1回定例会は、ただいまをもって閉会することに決しました。

閉会 午前11時22分



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

仲尾伊佐男

署 名 議 員

辻井賢三

署 名 議 員

町 戸 猛

